175-参-厚生労働委員会-1号 平成22年8月6日
山本博司議員、福島みずほ議員の質問に対し、山井厚労政務官　答弁

○山本博司君　公明党の山本博司でございます。
今日は一般質問ということで、長妻大臣中心に質問をさせていただきたいと思います。
最初に、原爆被爆者対策ということで、今日は被爆六十五周年、厚生労働大臣になられて初めて今日行かれたということでございますけれども、私もこの広島に毎年のように行かさせていただいておりまして、先日も、原爆の養護ホームに毎年慰問をさせていただいている次第でございまして、この原爆症の認定問題に関しましては、当委員会でも何度も質問をさせていただきました。被爆者の方々の平均年齢はもう七十六歳を超えられております。もう残された時間はないというのが実態でございます。
〔委員長退席、理事津田弥太郎君着席〕
この認定問題に関しましては、昨年の八月に確認を実現をする、この一年間、行政的な措置とられていないというのが多くの方々の声でございます。その一つは、この原爆症の認定の申請の待機待ちの方々、今約六千六百件ぐらいあると言われております。毎月三百件程度申請が増えているということで、数年待ちという方、今年、私、一月にお会いした方ももう来年度というふうにお聞きをしているわけでございますけれども、そうした状況の中で、大量の却下処分、これも一月から六月までに三千百十八件、約前年の十七倍の方々が却下をされておられます。これも、この中には認定をされてもしかるべき、そういう申請も多く含まれていると言われておりまして、この今の集団訴訟でも、新基準で認定外とされながら原爆症と認められた方々は原告五十九人に上っております。
認定の基準では、七疾病のがんや白血病であれば積極的に認定をすると、こうなっているわけですけれども、心筋梗塞などの四疾病は放射線起因性が認められるなどの限定条件が付いているためにこの大量の却下、保留ということになるケースがほとんどでございます。今新たな裁判が起きているのも、こういう状況にあるということで、新たな基準の改定が必要であると思うわけでございます。
大臣も、この一月十四日の定期協議でも法改正が必要である認識を示されましたし、今日も、総理も、また大臣もこの法改正の検討を前向きに進めるという記者会見もされたということでございますけれども、被団協の方々等とも会見をなされて、この法改正、いつごろまでに具体的に進めていくのか、この被爆者救済も含めて、今日行かれた大臣の感想も含めて御見解をお聞きしたいと思います。
○国務大臣（長妻昭君）　今年も暑い朝でございまして、八時十五分にみんなで黙祷をささげて、今こちらに参ったわけであります。
私も、史上初という国連事務総長の出席、そしてアメリカ大使、フランス、そしてイギリスということで、核を持っているその三つの国も初参加ということで、六十五年目ということで、非常に核廃絶に向けて世の中、世界の動きというのは一歩進んできているのではないかということを肌身で感じて、これからそれを確実な流れにしなきゃいけないということを感じた次第であります。
そして、その後、被爆者の方の代表の方と私と総理とお話をお一人お一人からお聞きして、そして我々もそれに対する回答を申し上げたということでありますが、その中で、今おっしゃっていただいたこの原爆症認定制度について御要望もありました。
今年一月に第一回目の被爆者との定期協議ということを厚生労働省に被爆者の代表の方お集まりいただいて、私もじっくりお話をお伺いしました。そのときにもその制度について私も話を申し上げましたけれども、今日回答申し上げましたのは、今年の十月までに、法律改正による原爆症認定制度の見直しについて、どういう形が適切なのかということを、十月までにまず委員会、有識者の会議を設置をして、その会議体で今後一定の時間を掛けて議論をして成案を得ていきたいと、こういうふうに考えております。
○山本博司君　これはもう大変大事な前政権からの問題でもございますし、これは是非とも、もう時間がないという現状もございますけれども、進めていただきたいと、このことをお願いをする次第でございます。
そして、もう一つ、毎年広島県・市から要望を出されている課題について質問をしたいと思います。

これは、広島原爆の黒い雨に遭いながらまだ重い健康被害に苦しみ続けている被災者が被爆者援護を受けられないでいる、こういう問題でございます。これは昨日のＮＨＫでも特集が組まれていましたけれども、この黒い雨降雨地域全域を健康診断特例区域指定をしてほしい、このように毎年のように広島県・市が陳情をされている内容でございます。

三月の予算委員会で大臣は、こうした広島県、広島市の新たな大規模調査の結果が出て、中身を分析をして、厚生労働省としても見解を出したいと、このようにそのときに答弁をされております。五月にその大規模の研究報告、調査結果が出されまして、その中でも、三万人の聞き取り調査の中から千五百人の回答、前回の基礎となったデータは百七十人ですから、大きなこの超える調査、この中でも黒い雨の降雨の広がりの地域、これも明らかになっておりますし、科学的な気象のシミュレーションであるとか土壌調査とか、またキノコ雲の実態が約二倍ではないかという様々な科学的な検証なども含めてそうしたことが出されております。

大臣、今後のこうした黒い雨の降雨地域の拡大も含めてどういう御見解を示されているのか、お示しをいただきたいと思います。

○国務大臣（長妻昭君）　今おっしゃっていただいたような黒い雨に関する指定地域について、広島市を中心にかなり長期間、しかも大規模な調査をされたということで、その結果が出たというふうに聞いているところでありまして、厚生労働省としてもその結果をきちっとやっぱり検証していこうというふうに考えておりまして、これも、先ほど申し上げた会議とはこれは別でありますが、年内、秋ぐらいまでに新たな会議体を設置をして、その調査の結果についての検証をしていって、必要な措置があればその必要な措置を考えていくということで、まずはその大規模調査の検証を国としてもして、その調査に対する国の見解も明らかにしていきたいというふうに考えております。

○山本博司君　この黒い雨の被害に遭われた方々を含めて、やはりもう年齢的にも七十六歳以上を超えていらっしゃるわけでございますので、こうした会議体も含めてスピードを持って対応していただきたいと、このことを今日、八・六の被爆六十五周年ということで質問をさせていただいた次第でございます。

続きまして、社会保障予算ということでちょっと質問をさせていただきたいと思います。

今回の予算委員会等でも、菅総理、就任以来のスローガンということで、強い経済、強い財政、強い社会保障、このようなことをスローガンに挙げていらっしゃるわけでございます。成長戦略の観点からも強い社会保障を目指すと、このようにしているわけですけれども、余り意味がよく私も分かりません。

この強い社会保障という総理が言われたこの意味、大臣はどのように認識をされておられるんでしょうか。

○国務大臣（長妻昭君）　これまでの社会保障に対する考え方を菅内閣、菅総理は変えるという宣言をしていると私はとらえているわけでありますけれども、つまり、これまでは社会保障というのは経済成長のお荷物になっている、経済成長の足を引っ張るものだという考え方も一部ありましたけれども、そういう考え方は取らないと。これからは社会保障を、基本的なものを整備することで経済成長のむしろ基盤をつくっていくんだと、そういう社会保障をやっていこうということであります。

私自身は、保護型社会保障から参加型社会保障、ポジティブウエルフェアということを言っているんですけれども、つまり、生活保護でも、これまでは生活保護の皆様方に支給を、給付をしてそれで生活をしていただくということが中心でありましたけれども、就労支援員という方で本当にマンツーマンで生活保護の方の悩み、相談に乗って、何とか働ける方は働いていただくように結び付けていく、そういう方々を今度倍増をいたしまして就職に結び付いている方も非常に多いということでありまして、就職あるいは地域社会に参加を促して機会の平等を後押ししていくという社会保障の考え方が経済成長にも資する。

あるいは、社会保障はコストと考えられがちでありましたけれども、今や乗数効果でいうと公共事業の乗数効果がどんどん下がってきておりまして、今、総波及効果としては公共事業を社会保障がもう抜いておりますし、雇用波及係数、例えば百万円出せば何人の方、百億円出せば何人の方を雇う産業かということについても、最も雇用波及係数が高いのは今介護でありまして、公共事業よりも医療も上回っておりますし、社会保障を整備することで、今、日本は将来の不安を抱えておられる方が多くて過剰貯蓄というのもございます。その過剰貯蓄についても、安心というのを一定程度確保すると貯蓄が出てきて消費にも結び付いていくということで、それも経済

を活性化すると、こういうような循環をつくっていく。

ただ、その背景には強い財政というのもこれは非常に重要で、持続可能性という観点から重要である、社会保障は強い経済をつくっていく一つの基盤づくりでもあると、こういうような考え方で我々は政策を今後進めていくということであります。

○山本博司君　大臣、ありがとうございます。

そうした中、社会保障の来年度予算の概算要求、これが閣議決定をされました。そういう中で、この強い社会保障、これをどのように反映されているのか、これまだ具体的によく分かりません。確かにこの社会保障費、毎年、今回も自然増一兆三千億円、これを確保しないといけないということがございますけれども、それではそれ以外の社会保障はどのように行っていかれるのか。また、各省一律に一割カットと、こういうふうに言われておりますけれども、これも役所任せでありまして、本来の政治主導、この予算編成ができるかどうかということは甚だ疑問であるわけでございます。

この社会保障予算、これから厚生労働省においても何を削減するのか様々な形で議論があると思いますけれども、この社会保障予算の拡充に向けた大臣の決意、このことの見解をお聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣（長妻昭君）　概算要求のガイドラインというのが閣議決定をされまして、八月末が概算要求、今月末でありますが、締切りということで、今鋭意検討をして概算要求をどういうふうに立案していくのかということで議論をしております。

大変その一方で財政が厳しいということで、一割削減ということもございますが、特別枠というのもありますし、マニフェストの一定の枠というのもありますので、非常に財政の厳しい中、国民の皆さんに期待にこたえられるような予算を作っていこうということで今考えているところであります。

その中で、やはり菅総理も申し上げておりますけれども、雇用に結び付くということ、その社会保障は重要であるということで、医療福祉分野で、これは二〇〇二年から今年の六月まで見ますと百六十七万人医療福祉分野で雇用が増えているということで、百万人以上の雇用の落ち込みが建設業でありましたが、その数だけでいうとそれを上回るということになっておりますので、この分野、雇用政策、そして介護、医療について必要最小限のものというのは要求をしなければならないというふうにも考えておりますし、あるいは貧困対策ということで、家がなければ、自分の住むところが心配であれば職を探すどころではないという方も大変多くいらっしゃいますので、住宅手当等の住居対策もこれも継続をしなければならないというふうにも考えておりますし、子ども手当の上乗せ分についての検討というのも始めると同時に、現金給付のみならず、保育所においても今年から五万人ずつ定員を増やしていくというような五か年計画がスタートしました。今年度の予算は確保いたしましたけれども、来年度においてもそれを着実に進めるための予算を付けなければならないというようなことで、社会保障の一定の整備で雇用も拡大をして経済にも資していくと、こういう観点から取り組んでいきたいと思います。

そして、もう一つ忘れてはならないのは無駄を削減するということで、今年の四月一日に省内事業仕分け室という組織をつくりまして、強力に今省内をその組織が指導をして、一年中、省内で外部から厳しい指摘をいただく有識者を呼んで無駄を削っていく作業をするということで今取り組んでおりますし、無駄をなくす方が人事評価が高くなるという人事評価基準の改定も昨年十月から始めておりますので、それも併せて削減努力をした上で、国民の皆さんに期待にこたえられるような予算を作り上げていきたいと考えています。

○山本博司君　やはりこの社会保障、様々言われたところに関して予算がやっぱり必要になってくると。この概算要求の中でも、そうした中でも、この弱い立場の障害者の方々に対する予算、これも大変大事であると思うわけです。

逆に、そういった予算が一割カットという中で非常に削られていくんではないかという心配がございます。特に、障害者の方がやはり地域に根付いていくためにこの地域生活支援事業というのは大変大事な事業でございまして、相談支援とかコミュニケーション支援とか移動支援とか、こういったことは大変大事でございますけれども、これは市町村がやっている、基金が約四百四十億でございますけれども、大変これはもう非常に現状では足らない、格差あり過ぎるというような現状がございます。

こういう問題も含めて、障害者予算は自立支援給付が九千億円で、この裁量的経費が逆に削られてしまうとい

う、一割カットになってしまいますと、なかなか自立支援給付は切ることができませんから、逆にこういったところにしわ寄せが来るのではないかと思うわけですけれども、是非ともこういったところに対しては予算は拡充をしていただきたい、このことに関していかがでしょうか。
○大臣政務官（山井和則君）　山本委員にお答えを申し上げます。
今御質問いただきましたように、今回、閣議決定をされました概算要求の組替えの基準、非常に厳しいものになっております。その中でも、山本委員、今までから本当に障害者福祉のことは熱心に国会で取り組んでくださっておりまして、敬意を表する所存でございます。
今回御指摘いただきました地域生活支援事業に関しましては、御指摘のとおり、日常生活の支援、社会参加の支援、コミュニケーションサービス、そして移動支援ということで、非常に重要なサービスでありまして、一割カットという厳しい縛りの中でありますが、このようなサービスが削られることがあってはならないという山本委員の御指摘というのは、本当に私も非常に共感を覚えております。
ただ、このことに関しましては、現在、概算要求基準に従いまして今厚生労働省内で議論をしているところでありまして、現場の声を踏まえながら検討してまいりたいと思います。
○理事（津田弥太郎君）　山本君、時間が来ております。
○山本博司君　是非とも、この予算の強化、よろしくお願いしたいと思います。
以上でございます。

○福島みずほ君　社民党の福島みずほです。
まず初めに、今日は広島で原爆が投下されて六十五年目。広島、そして九日の長崎に、私も平和記念式典に極力参加をするようにしております。今日、菅総理が記者会見で被爆者の救済について決意を示されたと報道もありますし、長妻厚生労働大臣も記者会見された報道もあります。改めて、この厚生労働委員会におきまして被爆者の救済についての厚生労働大臣の決意をお聞かせください。
○国務大臣（長妻昭君）　私も今朝、式典に出席をいたしまして、本当に国連事務総長と米国大使、そして英国、フランスということで、核保有の三か国が初参加ということで、本当に核廃絶の流れが進んでいるという実感を持っておりますが、我々がもっとその流れを定着するために頑張らなきゃいけないということであります。
そして、被爆者の援護というのが厚生労働行政の責務でありまして、今日も代表者の方からお話をお伺いをして、我々としては更に一歩進めた形で考える必要があるということで、法的措置の検討というのも始めていこうということも申し上げました。
○福島みずほ君　菅総理と長妻大臣の発言は大変勇気付けられるもので、是非よろしくお願いします。
次に、最低賃金についてお聞きをいたします。
十円から三十円上げる、全国平均十五円アップ、七百二十八円という報道があります。社民党も時給千円以上、そして、かつて民主党、共産党も時給千円以上、野党時代に一緒に打ち出したという記憶があります。今回、最低賃金をかつてよりは大きく、全国平均十五円アップということは、時給を将来的には千円に上げる一つの大きな第一歩だというふうにも考えております。是非、厚生労働大臣に最低賃金を上げることで労働条件を向上させていく決意をお聞かせください。
○国務大臣（長妻昭君）　これも雇用戦略対話というところで一定の大きな枠組みができまして、そして具体的に、本年度の最低賃金額改定の目安については、労使双方とも夜を徹してかなり激しいやり取りもありましたけれども、今おっしゃっていただいたような一定の決着が付いたということで、特に賃金が低い地域、十六の県がございますけれども、初めて二けたの引上げ、十円でございます、そういうことも成り、一定程度、生活保護との逆転現象というのも一定の部分は解消に向かいつつあるということで、我々としては戦略対話で示した目標に向かって今後とも全力で取り組んでいきたいと思います。
○福島みずほ君　せっかちな私は早く千円にならないかと思いますが、しかし、着実に前進していると思いますので、是非厚生労働省の頑張りを、国会でももちろん頑張りますが、よろしくお願いします。
これは通告していないんですが、一言。是非、次の臨時国会で派遣法の改正法案、閣議決定した派遣法の改正法

案、何としても成立させていただきたい。ここでは、国会のもちろん問題でもあるんですが、是非厚生労働大臣の決意をお示しください。
○国務大臣（長妻昭君）　この法案は、行き過ぎた規制緩和というのがこの雇用の分野でなされて、日雇派遣というところまで行き着いてしまったということで、これを一定程度是正をすると、これはもうどう考えても必要なことだというふうに考えておりまして、まさに福島党首も閣内におられるとき閣議決定をして、そして国会に提出して、今継続審議となっておりますので、これについても何とぞ成立をお願いをすると同時に、我々もこれについて更に説明を強化をして理解を求める努力をしていきたいと思います。
○福島みずほ君　よろしくお願いします。
　児童虐待についてお聞きをいたします。
　平成二十一年度における児童虐待相談対応は四万四千二百十件と最多の件数となっております。一方、二十年度での臨検、捜索の実施は二ケース四人、二十一年度は一件と大変少ないものです。この件数を大臣はどう評価されていらっしゃいますか。
○国務大臣（長妻昭君）　二十年の四月に児童虐待防止法を改正して、ある意味では臨検、一定の裁判所の許可があれば、手続が必要ですけれども、合いかぎや、あるいはかぎを強制的に開けて中に入れるということができましたものの、まだ三件しかそれがないということで、我々も通知を出して、基本的にそういう制度、手続があるのであれば、それが必要であれば速やかにそういう手続をすることも必要であるということをお願いをして、と同時に実態把握をさせていただいているところであります。
　これ、詳細な分析が必要ではありまして、臨検の前にやるべきこともかなりたくさんあるわけでございますので、これを分析しなければなかなか確定的なことは申し上げられませんけれども、三件というのは私個人としてはやはり少ない数字ではないかと思っております。
○福島みずほ君　児童虐待防止法は二度の大きな改正を重ねています。しかし、残念ながら子供たちの命が奪われていっていると。これは、行政も国会も自治体も親も周りも、みんなにやはり責任があるというふうに思います。なぜ子供たちの命を守ることができなかったのか、根本原因を何と考えていらっしゃるでしょうか。
○国務大臣（長妻昭君）　これは、やはり児童相談所だけではなくて、そのバックアップ体制、研修体制、あるいは人員の配置、あるいは資格を持っている方々の配置をどうするのかなどなど総合的に考えなきゃいけないと思いますけれども、やはり基本は、地域住民の方にきちっと聞き取り調査をして実態を把握して、一歩踏み込んだ対応をするということがまず必要ではないかということで、今月、全国の児童相談所の所長さんを集めて、私もそこに出席をしてお話もお伺いして、具体的な改善対策ということについても対策を取っていかなければならないというふうに考えております。
○福島みずほ君　児童虐待等要保護事例の検証結果第六次報告概要の中で、子どもの安全確認・安全確保の徹底についてとあります。その中に、安全確認は四十八時間以内に子どもを直接目視することにより実施するとあります。
　これは、困難かもしれませんが、もし子供が何かおかしい、例えば大阪市のケースですと、三回通告、通報があって、五回児童相談所の人は行っていて、何かあればここに電話を下さいという手紙まで置いていながら、結局子供二人が亡くなってしまったと。もし四十八時間以内に子供の安全確認をするということが、例えばこの厚生労働省のある種の基準が徹底されていれば命を救えたんじゃないかと。このガイドラインでしかない四十八時間以内直接目視を実質的に何かできるような手段というのはないものでしょうか。
○大臣政務官（山井和則君）　福島委員にお答えを申し上げます。
　今回のケースは本当に余りにも痛ましいケースでありまして、一昨日も大阪市の平松市長がお見えになりまして、このことについて再発防止に全力で取り組みたいということをおっしゃっておられました。私も、この児童虐待防止法、前回改正したときのメンバーの一人でありますが、やはり今回、四十八時間以内に安全確認するということの、直接目視をすることにより行うことを基本とすることというのを運営指針に書いているにもかかわらず、それが実行されていなかったということは非常にやはり問題があったというふうに思っております。
　ついては、八月二日、今週月曜日に会議を招集しまして、長妻大臣からも今まで同様の事例で虐待の疑いがあ

ると通告が来ているにもかかわらず安否確認ができてないケース、さらに、いったん安否確認をしたけれど最近安否確認ができてないケースに関してもう一度安全確認を徹底するようにということ、そして、今度行われます八月二十六日の全国児童相談所の所長さんの会議においてもそのことを徹底して、とにかくやはり直接目視ということを徹底してまいりたいと思っております。

○福島みずほ君　よろしくお願いします。

それで、臨検や捜索は三件ですが、それ以前に警察の援助などを得て立入調査をする。例えば、大家さんに事情を話してかぎを開けてもらうとか、親類の人や何かちょっと説得をしてもらうとか、何らかの形で家の中に入れれば、一時保護は、二五％一時保護を児童相談所はしているわけですから、何とか救えるんじゃないか。

ですから、さっき大臣が児童相談所だけでなくネットワークとおっしゃったのはその意味だと思いますが、児童相談所のマンパワー、パーソンパワーだけではなくて、警察との連携というものも、もっと児童相談所が助けてくれとか一緒にやりましょうという、その連携がもう少しちゃんとできないか。これについて警察は、例えば虐待についてどういう体制をもっと組めば子供の命が救えると思えるか、提言をお願いいたします。

○政府参考人（樋口建史君）　まさに直にお答えになるかどうかでございますけれども、まずこの児童相談所との協力の実態につきましては、これは法律上の制度でもございますけれども、児童相談所から援助の要請が行われた場合には、不測の事態に備えて警察官等を同行させまして、児童の安全確認、そして一時保護のための措置が円滑に行われるように支援をしているところでございます。これ、ちなみに、昨年一年間の件数が全国で百四十九件でございました。

警察はどうなんだとお尋ねでございますけれども、私ども警察の最も重要な責任は、被害児童の生命、身体に危険が切迫しているような深刻なケースをいち早く把握をいたしまして、あらゆる手だてを尽くして被害児童を救出、保護することであると考えております。

ただ、この虐待に関する端緒情報が、児童相談所に通報される場合もあれば、警察に直接通報されることもあるわけでございますけれども、いずれの場合でありましても、まずは速やかに虐待の事実の有無、それから状況を把握することが極めて重要でございまして、この点に関しましても現場レベルで児童相談所との協力、連携を更に深めてまいりたいと考えておるところでございます。

○福島みずほ君　今日は総務省にも来ていただきました。

七月二十二日の東京新聞によると、例えば研修予算がない自治体は七割、それから職員研修をやっているというのが三割で、例えば児童虐待についての研修実施をしなかった自治体がやはり七割あるということで、なかなか専門的な研修も行われていないと。

総務省については、例えば命を守るという観点から、児童虐待やＤＶなど、きちっと自治体がナショナルミニマムの部分については研修をするようにきちっと指導をするとか、その工夫はできないものでしょうか。

○副大臣（渡辺周君）　今、来年度の予算作成に向けまして概算要求を行っています。その今スクラップ・アンド・ビルドをやる中で、例えば自治大学校というところで地方職員が研修をしますけれども、そのカリキュラムを見ますと、虐待についてのカリキュラムがないんです。ほかの例えば何かアカデミーではやっていますけど、とてもとても不十分。ですので、もうこういうところで今やっぱり直面している問題を、やっぱり社会問題化しているものをもうすぐにアップ・ツー・デートでやるということで予算を組み替えようということを今、原口大臣とともに話し合いながらやっています。

それから自治体で、今御指摘があったようなこの児童虐待に対してのやっぱり専門知識を持った方に、こういう兆候があったら、こういう相談があったらこう対応しなさいということも、これもやっぱり命を救う予算の中で我々は今取り組んで、必ずそれを予算化したいというふうに思っています。

いずれにしても、最も弱い者、最も抵抗できない者、こういうところに大人のゆがんだストレスがもうはけ口のようにしてぶつけられると。ましてや親だったら、これ逃げ場がないんですよね。

こういう子供たちのために、もう新聞やテレビで報じられる社会問題ということじゃなくて、我が町にもあるかもしれないという認識でやっぱり自治体の職員は対応するように、早急に来年の予算編成の中でもこの問題については重点的に予算化していきたいというふうに考えています。

○福島みずほ君　是非、厚生労働省、警察、総務省、もちろんそれ以外の分野もそうですが、是非力を合わせて児童虐待をなくすようお願いいたします。

公務員二割削減ということに、ちょっと話が飛躍するんですが、ただ、必要な公務員の場所があると。例えば、こういう児童虐待のところや地元の本当に公共サービスなどは、しっかり、むしろ私は、公務員の数を増やす、あるいはもう少し福祉士を数を増やすなど、きちっとやっていただきたいというふうに思っております。

質問を終わります。